

施策6-1 行政システム

主担当：経営企画部／経営企画課、情報企画課、公共施設マネジメント推進室
総務部／財務課、契約監理課

市民と共有するまちづくり目標

【施設マネジメントが適切に進む行政運営】

この施策の目標

社会経済情勢の変化に伴い多様化する行政課題や市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、組織体制の見直しや公共・公用施設マネジメントをはじめとする行財政改革に取り組み、ICT（情報通信技術）の利活用など時代に合った効率的な行政運営のシステム（仕組み）を確立し、次世代に負担を先送りすることのないよう効率的で持続可能な行政経営を目指します。

また、住民の日常社会生活圏の拡大により高度・多様化する広域行政ニーズに的確に対応するため、近隣市町と連携・協力しながら行政サービスを展開し、この地域の魅力を向上させ、地域の活性化を図りながら人口定住を目指します。

項目	現状（H24）	目標（H29）
公債費負担比率*	14.8%	15%以下

※公債費に要する一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標。この数値が高いほど、財政運営の硬直性を示す。

この施策の現状

- 深刻な経済危機など社会経済情勢の変化により公共に求められる役割は拡大していく一方で、今後、働く世代の人口減少が予測されることで税収の減少が懸念されます。さらに、普通交付税の合併算定替えの終了に伴い、財源が大幅に減少することが予想されます。また、高齢化の進行に伴う介護保険事業および後期高齢者医療事業など、歳出の増加が見込まれます。
- 財政運営の硬直性を測定する指標である公債費負担比率についてみると、一般的に15%を超えると借金の返済が苦しい状態であるといわれています。本市では過去3年間、平成22年度14.9%、平成23年度14.9%、平成24年度14.8%となっています。
- 本市が保有する公共・公用施設の7割以上が建設から20年以上が経過しているという現状の中で、今後、施設の維持修繕や建替えなどに要する費用が今後増加することが予想されます。
- ICTが飛躍的に進歩する中で、様々な情報システムの更新が必要となることや、マイナンバー制度など新しい仕組みの導入が予定されています。
- 消防事務、し尿処理事務、農業共済事務などについては、地方自治法上の「事務の共同処理」の諸制度を活用し、近隣自治体と連携を行い取り組んでいます。

この施策の課題

- 厳しい財政運営が迫られる中で、施策に対する事業の成果やその必要性、実施手法などについて検証を行い、経費のさらなる節減や合理化と行政課題に的確に対応できる組織体制の構築が必要です。また、健全な財政運営を行うためにも公債費負担比率について、一般的に 15% を超えると借金の返済が苦しい状態であるといわれていることから、15% を超えないように取り組む必要があります。
- 全ての公共・公用施設について、より少ないコストと施設数でサービスの質を低下させることのないように公共・公用施設マネジメントに取り組んでいく必要があります。
- 行政経営の視点で、ICT をあらゆる施策に有効活用するため、全庁的に取り組む体制づくりや、職員の ICT 能力向上を図ることが必要です。
- 松阪地域において人口定住を促進するために、また、地域の魅力を向上させ活性化を図るためにも、今後も近隣市町と連携・協力を行いながら安定的な行政サービスを展開していくことが必要です。

施策の展開

重点 施策	事務・事業の見直し 「税を投入すべきものを見極める」という基本的な考え方に立って、施策の目標達成に資する貢献度や優先性、成果実績を明確に示すなど、市民への説明責任を果たすとともに、不断の取り組みとして、事務・事業の見直しや業務改善に取り組みます。	
	合理的な組織体制の構築 多様化する行政課題に対して的確に対応し、市民にわかりやすい簡素で効率的な組織体制を構築します。	
	公共・公用施設マネジメントの推進 本市の施設の老朽化やそれに対応する維持修繕や将来の建替えにかかる経費などあらゆる施設情報を市民や利用者に開示することにより、施設マネジメントの必要性について理解いただき、「施設経営」という視点に立って、総量縮減をはじめ、既存施設の有効活用や長寿命化による経費の平準化など、多角的に公共・公用施設のマネジメントに取り組みます。	主な事業 ・行財政改革推進事業
	ICT ガバナンスの強化 IT 投資の価値を最大化するために、全庁的な推進体制を整備し、情報システムの最適化に取り組みます。	主な事業 ・庁内 OA 化推進事業 ・庁内ネットワーク管理事業
	定住自立圏構想の推進 人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、近隣自治体と相互に役割分担し、連携・協力をしながらこの地域全体の魅力を向上させ地域の活性化に取り組んでいきます。	主な事業 ・定住自立圏構想推進要綱（H20 年総務省事務次官通知）に基づく取り組みを行う。

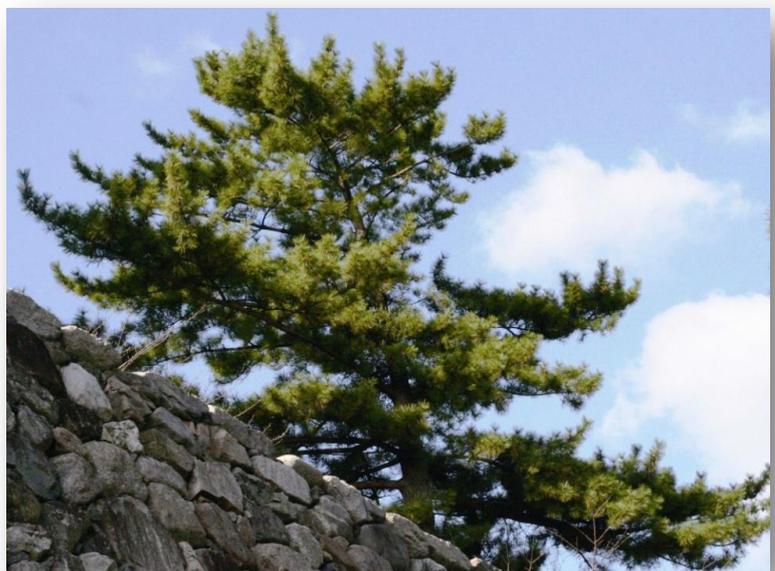
主 要 施 策	公正で公平な透明性のある契約の推進 社会情勢の変化や地域経済の活性化に留意しながら、契約における公平性、透明性、競争性の確保に努めます。	主な事業 ・電子入札システム事業 ・入札等監視委員会事業
	総合計画の適正な管理 総合計画の進行管理を行い、その施策の成果など評価を行います。	主な事業 ・総合計画策定事業
	情報化推進計画の策定および計画の推進 ICT 利活用による市民サービス向上を推進するための指針となる計画を策定し、進捗管理を行い、その施策の効果などを評価していきます。	主な事業 ・情報化計画策定事業
	マイナンバー制度の推進 社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）について、市民に利用しやすい仕組みを構築するとともに、個人番号カードなどの利便性の向上を図ります。	

【関連する計画】

◦松阪市行財政改革大綱（平成 26 年度～平成 29 年度）



松阪市の花
ヤマユリ



松阪市の木
マツ



松阪市の鳥
ウグイス

市民と共有するまちづくり目標

【市民の信頼が高く、活力ある職員による行政運営】

この施策の目標

「人事制度」「職員研修」「職場づくり」の3つの仕組みを一体のものとしてとらえて職員の能力開発に取り組み、組織としての総合力を高めることで、限られた人員で質の高い市民サービスを提供します。

項目	現状 (H25)	目標 (H29)
人事評価の実施率	85.1%	100%

この施策の現状

- 人事制度、職員研修については、職員の成長段階（能力育成→能力拡充→能力発揮）に応じた必要な取り組みを効果的に実施することが求められています。
- 職員個々の仕事に対する意識・価値観も以前と比べ多様なものとなっており、仕事を通じての自己実現欲求も高まっています。
- 平成17年の合併以降、10年間で300人の職員削減を目標に取り組んできましたが、高度化・多様化する市民サービスへの対応や国・県からの権限移譲等による新たな対応など職員の定員管理を取り巻く環境は大きく変化しています。

この施策の課題

- 平成27年度以降の定員管理については、今後の行政事務の業務量および財政状況も踏まえ、適正な定員のあり方を慎重に検討する必要があります。
- 本市の職員の人材育成における中・長期的な方向性を示す「松阪市人材育成基本方針」が平成27年度より新方針による運用となることから、見直しを行う必要があります。
- 質の高い市民サービスの提供を目的とした人材育成型の人事評価を平成24年度より事務・技術職を対象に実施していますが、全職員に対象範囲を拡大するとともに、制度運用においては職員の負担が少なく、信頼性および納得性の高いものにしていくことが必要です。

施策の展開

重点 施策	適正な定員管理の推進 「松阪市職員適正化計画 ¹⁵ 」の検証を行い、新たな定員のあり方を示します。	主な事業 ・合併後 10 年間の職員削減の実績を踏まえるとともに、部局の業務執行状況を十分把握して、平成 27 年度以降の職員の定員の方向性を示します。
	総合力と企画力のある人材を育成する施策の展開 「松阪市人材育成基本方針」の見直しを行い、職員の人材育成・能力開発の中期的な方向性を示します。	主な事業 ・職員研修事業 ・人事評価構築事業
	人事評価制度の運用 人材育成型の人事評価制度の導入および信頼性・納得性の高い制度運用に取り組みます。	主な事業 ・人事評価構築事業
主要 施策	人事制度の推進 やる気を高め、能力を最大限に引き出す人事制度を進めます。	主な事業 ・異動希望、希望昇任・降任制度を運用し、適材適所の人事配置の実現
	人材の確保と活用 高い資質と意欲を有する新規職員を確保するとともに、外部の専門的な知識・経験を有する人材の登用に取り組みます。	主な事業 ・職員採用試験事業
	職員研修制度の充実 職員の自学と成長を支える研修の充実に取り組みます。	主な事業 ・職員研修事業 ・自主研究活動事業 ・通信教育講座受講補助事業 ・職員専門研修参加費助成補助事業
	職場づくりの推進 人を育て、活力を生みだす職場づくりに取り組みます。	主な事業 ・職員研修事業 ・安全衛生委員会事業

【関連する計画】

- 松阪市職員適正化計画（平成 17 年度～平成 26 年度）
- 策定予定（仮称）松阪市職員適正化方針（仮称）（平成 27 年度～平成 29 年度）
- 松阪市人材育成基本方針（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 策定予定 松阪市人材育成基本方針（平成 27 年度～平成 31 年度）
- 松阪市特定事業主行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）
- 策定予定（仮称）改訂版松阪市特定事業主行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

15 職員の定数の適正化を図ることを目的とした計画。

市民と共有するまちづくり目標

【情報発信側と受信側双方が満足する広報を行うまち】

【市民の知恵を集める広聴活動を行うまち】

この施策の目標

市政の情報を分かりやすく市民に伝え、市民が積極的に市政に参加できる機会を増やし、互いに情報交流を活発に行うことによって市民の多様な意見を市政運営に反映できる体制づくりを推進します。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
市ホームページにおける月平均閲覧数	76,000 件	100,000 件

この施策の現状

- 市政情報は、広報紙、ホームページ、行政情報番組、報道機関への情報提供など、様々な媒体を通じて発信しています。その中で市民が市政の情報を知る手段は広報紙が8割近くに及ぶという調査結果があることから、広報紙を中心に、情報の性質毎にそれぞれの利点を活かしたり組み合わせることによって、より多くの市民により多くの情報を伝えることが求められています。
- ホームページと行政情報番組は即時性が確保できますが、広報紙は制作に日数を要するため、情報発信に即時性が確保できない状況にあります。
- 地上波放送とケーブルテレビのコミュニティチャンネルは完全デジタル化され、高画質・高音質のハイビジョン放送が標準となっていますが、行政番組は、現在もアナログ画質のままで、他の放送局と比べ見劣りしています。

この施策の課題

- 広報活動の中心となる広報紙、ホームページ、行政情報番組を通じて、行政の情報を早く分かりやすく市民に伝え、市民と行政の情報共有を一層進めていく必要があります。
- 多くの市民の意見を市政に反映させるため、懇談会や出前講座を通じて広く市民の意見を聴くことが必要です。

施策の展開

重点 施策	ICT（情報通信技術）を活用した情報発信 市ホームページとフェイスブックの松阪市情報交流ページ「ぎゅうっと松阪」による情報発信を推進するとともに、先進のICTを積極的に活用した情報発信に務めることによって、市民と行政、市民と市民の情報の交流を進めます。	主な事業 ・ホームページ管理運営事業 ・「ぎゅうっと松阪」への参加団体の推進および利用者層の拡大
	情報発信体制の強化 迅速で的確な情報発信ができるように、情報発信に関する体制づくりや職員スキルの向上に努め、市民からの意見や提言など市政に反映できる双方向の行政運営を進めます。	主な事業 ・広報松阪発行事業 ・ホームページ管理運営事業
	広聴事業の強化 「市民の声（Eメール、電話、手紙、ファックスなど）」や「意見聴取会」「シンポジウム」「パネルディスカッション」「市政バス」などの方法により広く市民の意見や提案を聴き、より多くの市民の声を市政に反映できるよう取り組みます。	主な事業 ・市民対話活動事業
主要 施策	効率的、効果的な広報紙の発行 外部委託を含めた広報紙の制作方法の検討や、広報紙のさまざまな形での電子配信の検討など、効率的、効果的な広報紙の発行を行います。	主な事業 ・広報松阪発行事業
	行政情報番組の充実 市民に分かりやすい情報番組の制作を行うとともに、ハイビジョン放送設備の整備を行い、放送品質を向上させることで、市民の番組視聴機会の拡大を進めます。	主な事業 ・ケーブルシステム施設管理運営事業 ・ケーブルシステム施設整備事業

市民と共有するまちづくり目標

【市民から信頼される情報公開と個人情報を保護するまち】

この施策の目標

公正で透明な市政運営および市政の説明責任を果たすため、積極的な情報提供と情報公開に取り組み、市政への市民参加・参画を進めます。

また、市が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求による自己の個人情報を管理する権利を保障し、積極的に個人の権利利益の保護に取り組みます。

この施策の現状

- 公文書公開請求件数は年々増加の傾向が続いており、平成 24 年度に 402 件の請求が行われ、3 年前の約 1.5 倍に達しています。このことから市政情報を取得するための制度利用について、市民等の認識が広まりつつあると考えられます。
- 個人情報の開示請求件数は平成 24 年度で 16 件と、例年請求件数に大きな増減はみられません。請求の多くは、概ね自己情報の取得のみを目的とした制度利用となっています。

この施策の課題

- 市民に分かりやすい情報の提供は、市民のまちづくりへの関心や意識を高めることから、行政は積極的に情報を公開することが求められています。
- 市の業務では個人情報の適正な取り扱いを徹底し、市民等に自己の個人情報の利用や記録内容の確認、さらには訂正、利用停止などの請求による自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を積極的に進めていく必要があります。

施策の展開

重点 施策	<p>総合的な情報提供の推進</p> <p>市の重要計画の策定過程における情報、進捗状況などを市民に積極的に提供し、市民の行政参加を進めるとともに、防災や公共料金など市民生活に密接に関連する情報を適宜発信していきます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪市の行政情報提供の推進に関する要領及び運用方針に基づく各所属での積極的な情報発信
主要 施策	<p>審議会等の公開</p> <p>審議会や委員会などの会議は原則として公開するとともに、会議録を迅速に公表します。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針に基づく、傍聴者の受入れ、各メディアを利用した会議の審議内容の公表
主要 施策	<p>情報公開制度・個人情報保護制度の推進</p> <p>市民にとって利用しやすい情報公開制度を推進するとともに、個人情報の適正な取り扱いを徹底し、個人の権利利益の保護に取り組みます。</p>	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開事業 ・個人情報保護事業

主担当：税務部／市民税課、資産税課、収納課
 経営企画部／経営企画課
 総務部／総務課、財務課、債権回収対策準備室

市民と共有するまちづくり目標

【行政と市民が知恵を出し合い持続性高い財政運営】

この施策の目標

市の財政運営の健全性を確保するため、市税等の徴収体制を強化するとともに、遊休未利用地の売却および公有財産を活用した広告収入などにより、自主財源の安定的な確保に取り組めます。

項目	現状 (H24)	目標 (H29)
市税収入	212 億 7 千万円 (決算額)	216 億円
ふるさと応援寄附金 寄附件数	28 件	90 件

この施策の現状

- 市税収入は一般会計における歳入の約 36.6% を占める財政の基礎となるものです。国の経済対策や金融政策の効果などを背景に、景気はやや回復の兆しはありますが、雇用情勢や労働者一人当りの収入の回復が緩やかなことなどから、税の徴収環境は依然厳しい状況となっています。
- 遊休未利用地の売却は平成 18 年度から一般競争入札を実施していますが、景気低迷による不動産需要の落ち込みや、位置、面積、形状等が購入者のニーズに応じるものばかりではないため、入札参加者が少なくなってきました。

この施策の課題

- 税を取り巻く環境は厳しくなっていますが、税負担の公正性と財政運営の健全化の確保のため、職員一人ひとりのスキルアップと専門知識の向上を図り、賦課・徴収が一体となって税収を確保することが求められています。
- 市の施設を利用した広告収入やふるさと納税制度を活用した自主財源の確保のため、本市の特性に適した制度の構築が必要です。
- 税外未収債権の回収・管理に対する取組みについて、より一層の強化や市民負担の公平性の確保が求められています。

施策の展開

重点施策	税負担の公正性と税収確保 公平かつ適正な課税を行うとともに、未納者への早期納付を促し、滞納処分の強化やインターネット公売などを積極的に活用し税負担の公正化に努め、税収確保に取り組みます。	主な事業 ・納税啓発事業 ・インターネット公売事業 ・電話催告事業
主要施策	公平かつ適正な課税 地方税制の研究を行い、職員のスキルアップを図ります。また、所得未把握者の調査や現地調査などをより一層充実させ、公平かつ適正な課税を行います。	主な事業 ・個人・法人市民税賦課事業 ・固定資産税賦課事業 ・軽自動車税賦課事業
	利便性の向上と事務の効率化 平成 28 年 1 月からの「社会保障・税番号制度」導入に伴い、個人番号カードを利用したコンビニ等での税務関係証明書の交付や、インターネットなどを利用した個人住民税の申告書作成や試算ができるシステムの検討、さらにマルチ支払いネットワークなどの電子収納方法を利用した新しい納付手段の拡充など、納税者の利便性の向上と事務の効率化を進めます。	主な事業 ・税務証明書交付事業 ・個人市民税賦課事業
	広告収入の確保 市施設へのモニター広告の設置や、公共施設ネーミングライツ、公有財産を活用した新たな広告媒体の設定により広告収入を確保します。	主な事業 ・広告媒体の新規開拓による財源の創出
	ふるさと納税制度の推進 より寄附していただきやすい環境を整備するとともに、住民協議会をはじめ、地域の魅力をアピールできる機会を通じ、積極的に情報発信することにより、おもに市外在住者からの寄附の獲得に取り組みます。	主な事業 ・制度 PR 活動 ・PR パンフレットの作成
	遊休未利用地の売却 売却可能な新規物件の洗い出しを行い、一般競争入札の実施やインターネット公有財産売却システムを活用し、遊休未利用地の売却を進めます。	主な事業 ・市有財産管理事業
	税外未収債権の取組み 税外未収債権の回収・管理に努め、公平な負担による収入の確保に取り組みます。	主な事業 ・債権回収・管理組織の体制整備